

平成15年9月12日

総務部

1 盛岡市助役

氏名	住所
いけ た かつ のり 池 田 克 典	

岩瀬地域振興部次長

2 盛岡市収入役

氏名	住所
かわ まさ よし ひろ 川 股 精 裕	

3 盛岡市固定資産評価審査委員会委員

氏名	住所
うめ けい とし お 梅 村 俊 男	

4 盛岡市教育委員会委員

氏名	住所
みや ざわ ゆう いち 宮 澤 祐 一	

5 盛岡市公平委員会委員

氏 名	住 所
田 村 勝 也	

6 人権擁護委員

氏 名	住 所
田 口 信 之	
宮 古 守 夫	

7 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

他の地方公共団体の一般職の職員が引き続いて助役となった場合における退職手当の計算等について、必要な規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正内容

- ① 他の地方公共団体の一般職の職員が引き続いて助役となった場合、その者の他の地方公共団体の職員としての在職期間を助役としての在職期間に通算する。
- ② 国又は他の地方公共団体の一般職の職員（以下「国等の職員」という。）が引き続いて助役となった場合におけるその者の退職手当は、助役としての在職期間と国等の職員としての在職期間とに区分して計算した額の合計額とする。
- ③ 国等の職員としての在職期間に係る退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、助役となる日の前日の給料月額とする。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。